刈草引き取り申込書

札幌河川事務所管内の除草作業で発生した刈草について、当方で譲り受けたく申し込みします。

引き取った刈草は、全量責任を持って使用し、不法投棄や転売せず、申込事項及び注意事項（別紙）を遵守し有効利用することを確約します。

令和　　年　　月　　日

国土交通省　北海道開発局
札幌開発建設部　札幌河川事務所長　殿

氏　名：
住　所：
電話番号：
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

以下、ご記入ください
・引取希望数量（ロール数を記入ください）：
・引取希望時期（〇月上旬～〇月下旬など）：
・河川事務所で運搬する場合の引取希望場所：
・使用用途：　家畜の飼料　・敷藁　・堆肥　・その他（　　）

◆個人情報の保護

お申し込みいただいた方の個人情報は、河川行政の範囲内を超えて利用することはありません。

（別　　紙）

【注意事項】

１．応募者は、以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- 直近１年間の税を滞納している者
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

２．刈草実施前に、大きな異物を除去していますが、除去しきれないゴミ等異物が混入していたり、天候によって乾燥していない場合があります。

３．河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しています。応募される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供された刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、札幌河川事務所は一切の責任を負いません。

４．引き取り後の刈草は、不法投棄や転売せず責任を持って保管・使用してください。

５．応募状況によっては、希望する数量が確保出来ない可能性がありますのでご了承ください。

６．受取時は札幌河川事務所の指示に従ってください。